



お知らせ



「消防団加入促進キャンペーン」の実施

地域防災室

消防団を中心とした地域防災力の充実を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、平成25年12月に「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立しました。この法律において国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう必要な措置を講ずるものとされています。

消防庁ではこれまで、法律の趣旨を踏まえ、地域防災力の充実強化に全力で取り組んでいるところですが、本年度も引き続き、関係団体と連携して、平成29年1月から3月までの間、「消防団加入促進キャンペーン」を実施します。

キャンペーン期間中には、女性、学生及び公務員等の幅広い層への積極的な加入促進などに取り組んでいただ

くよう、消防庁長官から各都道府県知事及び各市町村長に対し、「『消防団加入促進キャンペーン』に基づく広報の推進について（依頼）」（平成29年1月16日付け消防地第6号）を発出しました。

本通知では、広報誌、ホームページ等のあらゆる広報媒体を通じて、効果的な広報を推進していただくとともに、キャンペーン期間中に開催される各種イベント等において、消防庁作成の「消防団加入促進ポスター」、「消防団加入促進リーフレット」等を活用した消防団員募集の広報を推進していただくよう依頼しました。

これからも地域の幅広い層から、一人でも多くの方が消防団に加入されることを期待しています。



消防団加入促進ポスター



リーフレット（表裏）

問合わせ先

消防庁地域防災室 長堀
TEL: 03-5253-7561